

北海道岩内高等学校いじめ防止基本方針

北海道岩内高等学校

1 はじめに

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、インターネットなどを介しいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も多くなっている。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめへの対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止のため学校全体で日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図るとともにいじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合の適切に且つ速やかな解決のため、「北海道岩内高等学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、学校内外を問わず全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを生徒に十分に理解させることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた生徒に非はないという認識に立ち、いじめを受けた生徒を全力で守り抜くことを旨として、保護者や関係機関等との連携協力のもと行う。

3 いじめの理解について

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめ側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（３）いじめの要因

いじめの衝動を発生させる原因には以下のものなどが挙げられる。

○ 心理的ストレス

（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）

○ 集団内の異質な者への嫌悪感情

（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）

○ ねたみや嫉妬感情

- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭などを得たいという意識
- 被害者となることへの回避感情

(4) いじめの内容

いじめの内容には、以下のものなどが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(5) いじめの解消

次の2つの要件が満たされていること

- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、この要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、被害生徒・加害生徒の関係を修復状況などを勘案し、判断する。

4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

【別紙1 いじめ防止委員会の設置】

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

【別紙2 いじめ対策委員会の設置】

5 いじめの予防と早期発見

(1) いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通じて多様な取組を体系的・計画的に行うを通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

【別紙3 いじめの予防・早期発見のための年間指導計画】

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

【別紙4 いじめのサインについて】

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い必要な支援を行う。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認し、自らの行為の重大性や責任を自覚させる。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は、懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題としてとらえさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応することを基本に、いじめの事実関係について迅速に保護者に伝えとともに、学校は徹底していじめられている生徒を守り通すことを伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

いじめの事実を把握したら速やかに面談して丁寧に説明し、事実に対する理解と納得を得る。

- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 生徒の行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- いじめを受けた生徒とその保護者に対して、誠意をもって対応するように促す。
- 何か気付いたことがあれば報告・連絡してもらうよう依頼する。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- 双方の和解を無理に急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、関係機関との一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- いじめられている生徒の心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

② 情報教育の充実

- 科目「情報」、「情報処理」における情報モラル教育の充実

③ ネットトラブル防止講話等の実施（マナー面・防犯面）

④ ネットパトロールの定期的な実施

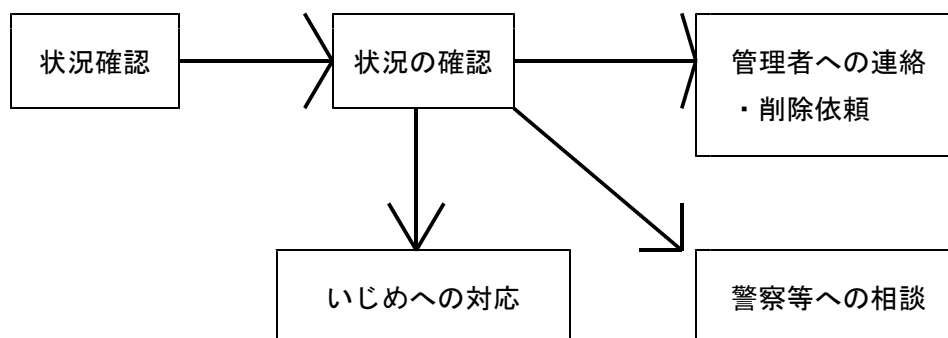
- 原則として毎週金曜日にネットパトロールを実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

② ネットいじめへの対応



8 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法に定める重大事態が発生した疑いがあると認められる場合（相談機関等から連絡・報告を受けた場合も同様）には、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫した上で、いじめ対策委員会が迅速に事実関係を把握し、道教委に速やかに連絡する。設置者の指導・支援を受けながら、保護者等、地域、関係機関と連携して必要な措置をとる。

(2) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺図った、自殺を図ろうとした場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - 上記の基準に係らず、一定期間連続して欠席している場合
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

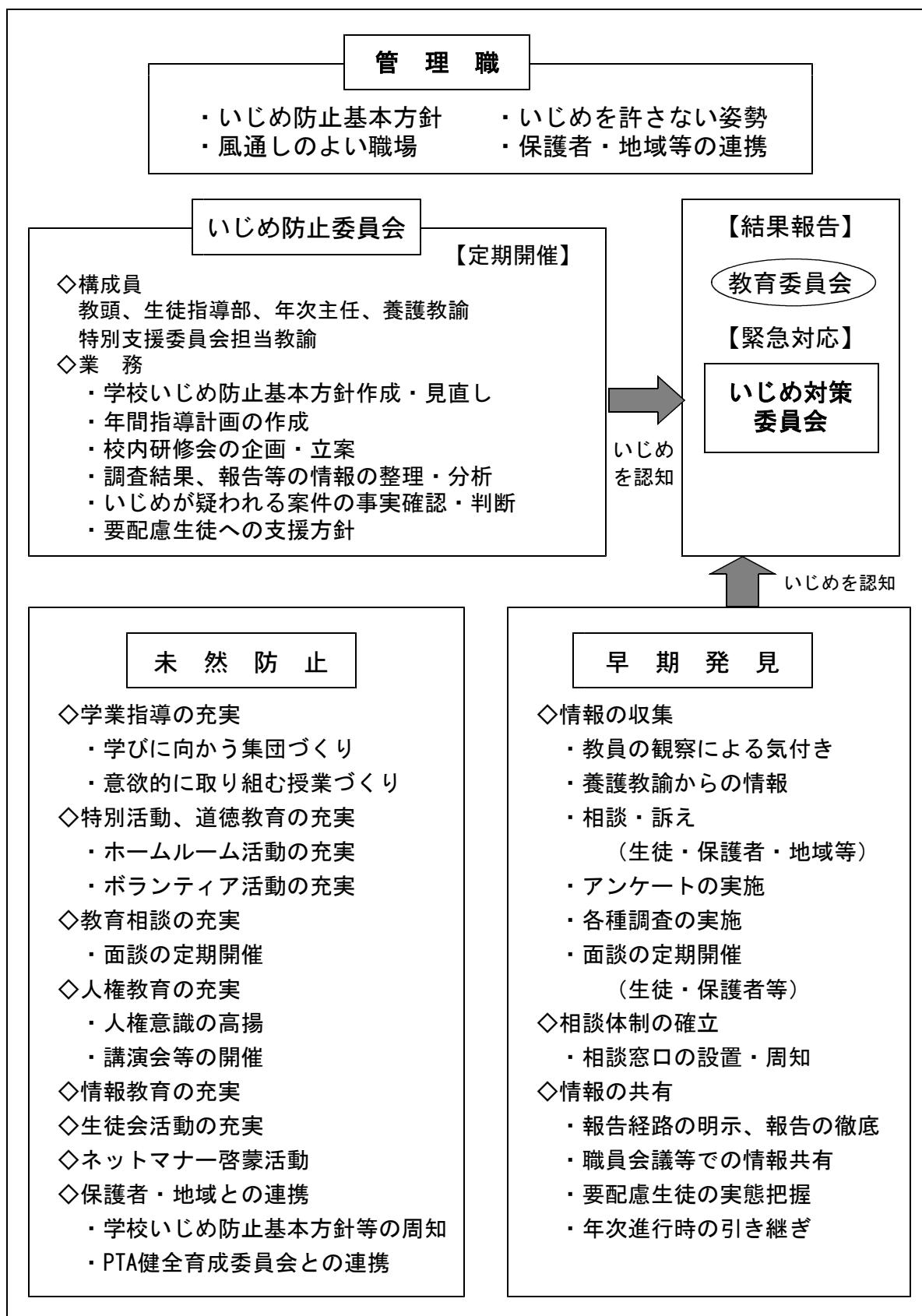
(3) 重大事態発生時の対応

- ① 学校がいじめによる重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
 - いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどんな問題があったか
 - 学校・教職員がどんな対応をしたか など
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対する、個人情報の保護に関する法律などを踏まえた真摯な情報提供
- ④ メンタルヘルス等による全校生徒の不安解消。状況により内外部の専門的知識を有する者の助けを受け、生徒の心のケアに当たる。
- ⑤ 加害生徒に対しては、いじめた生徒が抱える問題の背景に目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮し、疎外感を与えないよう教育的配慮のもと指導する。

(別紙1)

いじめ防止委員会：日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

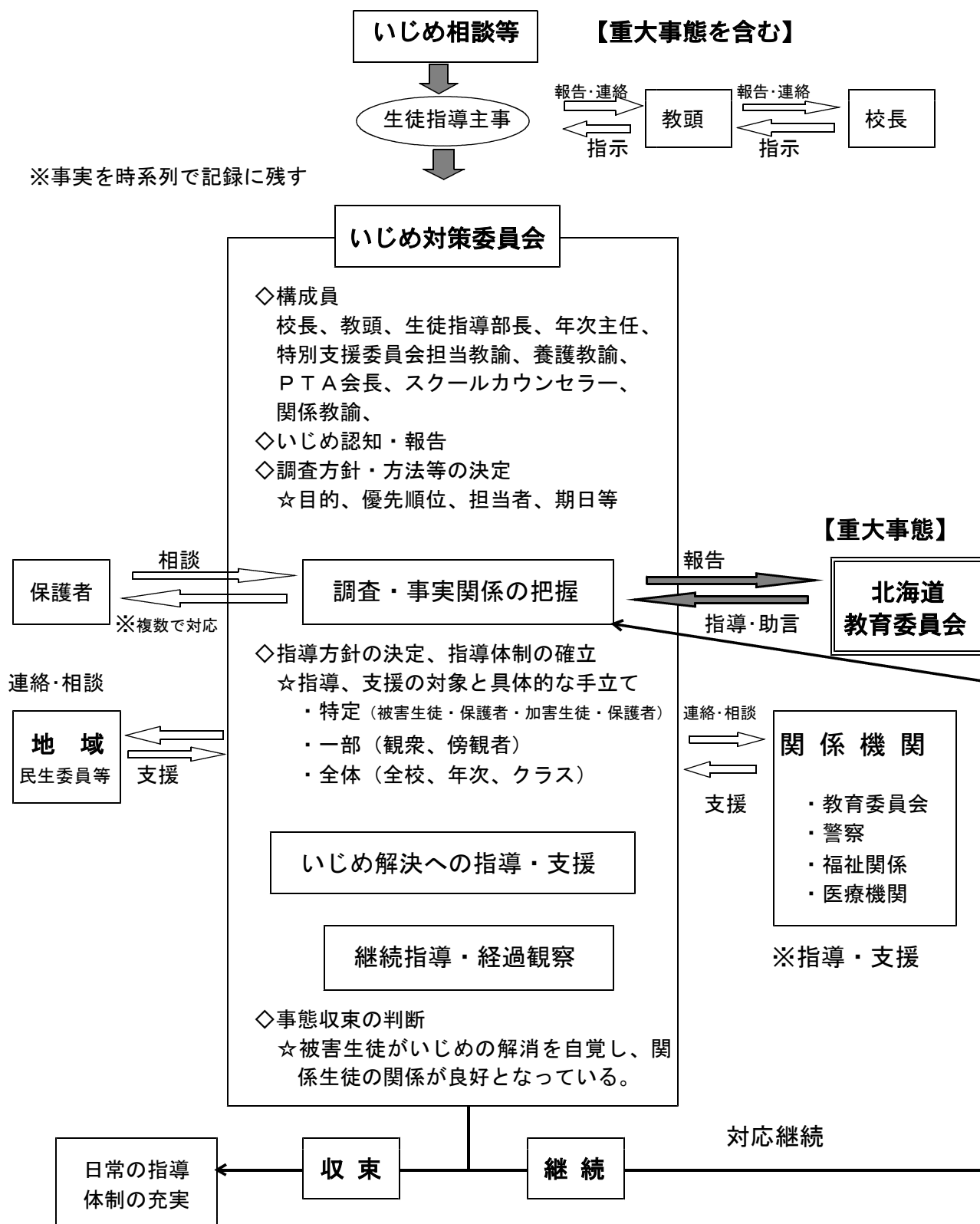


(別紙2)

いじめ対策委員会：緊急時の組織的対応

いじめ相談等があった場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



(別紙3)

いじめの予防・早期発見のための年間指導計画

(※委員会＝いじめ防止委員会)

期	月	いじめ防止・早期発見のための取組	担当分掌等
前期	4月	・学校いじめ防止基本方針の確認（年度始職員会議時）	・委員会
		・学校いじめ防止基本方針の保護者や地域への公開と周知	・委員会
		・学校職員評価における「いじめ対応」についての自己目標の設定	・全教職員
		・生徒の実態調査①の実施	・特別支援委員会
		・道徳教育の全体計画の作成	・教務部
		・ホームルーム指導計画の作成	・各HR担任
		・個人面談（各学年）の実施	・各HR担任
		・リーダー研修会の実施	・生徒会
	5月	・子ども理解支援ツール「ほっと」の実施	・委員会
		・特別支援委員会の開催（実態調査①のまとめと教職員全体への周知）	・特別支援委員会
		・授業観察週間の実施	・教務部
		・個人面談（各学年）の実施	・各HR担任
		・いじめに関するアンケート調査（心と体のアンケート）①の実施	・生徒指導部
	6月	・特別支援委員会（情報収集と分析）	・特別支援委員会
		・教育相談（1年生対象）の実施	・特別支援委員会
		・公開授業の実施	・教務部
	7月	・授業参観および保護者懇談会の実施	・教務部
		・授業アンケート①の実施	・教務部
	8月	・特別支援研修会への参加	・特別支援委員会
	9月	・いじめに関する校内研修会	・教務部、委員会
		・特別支援委員会（情報収集と分析）	・特別支援委員会
後期	10月	・前期の取組の反省と後期の取組の検討（中間反省会議）	・委員会
		・生徒の実態調査②の実施	・特別支援委員会
	11月	・いじめに関するアンケート調査（心と体のアンケート）②の実施	・生徒指導部
		・特別支援委員会の開催（実態調査②のまとめと教職員全体への周知）	・特別支援委員会
		・公開授業の実施（追加）	・教務（追加）
	12月	・特別支援委員会（情報収集と分析）	・特別支援委員会
定期的な取組	1月	・学校評価に関わる外部アンケートの実施（保護者、関係者対象）	・委員会
		・授業アンケート②の実施	・教務部
	2月	・年間の取組の反省と来年度の計画の検討（年度末反省会議）	・委員会
		・学校職員評価における「いじめ対応」についての自己評価の実施	・全教職員
定期的な取組	3月	・特別支援委員会（情報収集と分析）	・特別支援委員会
	定期的な取組	・ネットパトロールの実施（原則として月1回実施）	・生徒指導部
		・校内巡視の実施	・生徒指導部
		・地域との交流活動の実施（ボランティア活動を含む）	・進路、生徒指導

いじめのサインについて

※ いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っている表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

※ いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が以上に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと、不自然に分散する。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。	

※ 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サ イ ン
☐	嫌なあだ名が聞こえる。
☐	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
☐	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
☐	筆記用具等の貸し借りが多い。
☐	壁等にいたずら、落書きがある。
☐	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

※ 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サ イ ン
☐	学校や友人のことを話さなくなる。
☐	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
☐	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
☐	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
☐	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
☐	不審な電話やメールがあったりする。
☐	遊ぶ友達が急に変わる。
☐	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
☐	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
☐	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
☐	登校時刻になると体調不良を訴える。
☐	食欲不振・不眠を訴える。
☐	学習時間が減る。
☐	成績が下がる。
☐	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
☐	自転車がよくパンクする。
☐	家庭の品物、金銭がなくなる。
☐	大きな額の金銭を欲しがる。